

## 下野市物品売買契約書

下野市（以下「発注者」という。）と  
とは、  
者が買い受けることについて次のとおり契約する。

（以下「受注者」という。）  
を受注者が発注者に売り渡し、発注

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

(1) 物品の内容

品目	規格・銘柄等	数量	価 格	
			単 価	金 額

(2) 売買代金

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(3) 納入期限 令和 年 月 日

(4) 設置場所 下野市 内

(5) 契約保証金 免除

（監督又は中間検査）

第2条 発注者は、必要があるときは、あらかじめ受注者と期日及び場所について協議の上、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督し、又は中間検査をすることができる。

（納入及びその届出等）

第3条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、物品を納入するときは、特に発注者が指定した場合を除き、一括して納入しなければならない。

- 3 受注者は、すえ付け又は調整を要する物品については、納入の際にすえ付け又は調整を完了するものとし、当該物品の納入があったものとする。
- 4 受注者は、法令により使用について行政庁の検査、検定、許可、届出等を要する物品については、その納入に際し、発注者が行うべき当該行政庁への申請その他所要の手続きについて、発注者に協力するものとする。
- 5 受注者は、物品を納入したときは、速やかに書面によりその旨を発注者に届け出なければならない。

(検査)

第4条 発注者は、前条第5項規定による届出を受けた日から10日以内に履行の確認の検査を行うものとする。

- 2 受注者は、発注者から請求があったときは、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 第1項の検査に直接必要な費用及び同項の検査によって物品が変質、変形、消耗又はき損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。

(取替え又は手直し)

第5条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、遅滞なく、他の適正な物品と取り替え、又は当該物品を手直しの上、発注者に納入しなければならない。

- 2 前項の規定により取替え又は手直しをした物品については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転及び引渡し)

第6条 物品の所有権は、当該物品の全部が第4条第1項の検査に合格した時に受注者から発注者に移転するものとし、同時に、その物品は発注者に対して引き渡されたものとする。

(代金の支払い)

第7条 受注者は、納入した物品の全部が第4条第1項の検査に合格した後に発注者に代金請求書を提出するものとし、発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に売買代金を受注者に支払うものとする。

(危険負担)

第8条 物品の所有権が発注者に移転する前に当該物品について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によって生じた損害は、発注者の負担とする。

(かし担保)

第9条 受注者は、物品の所有権が発注者に移転した日から、1年間、当該物品の品質不良、変質、数量の不足その他隠れたかしについて責めを任ずるものとし、発注者は、無償による補修、取替え又は補足を請求することができる。

- 2 発注者は、前項に規定するかしの存在によってこの契約の目的を達成することができない場合は、この契約を解除することができる。
- 3 発注者は、前2項の規定による権利を行使した場合において、なお損害があるときは、受注者に対し、その賠償を請求することができる。

(納入期限の延長)

第10条 受注者は、天災その他やむをえない理由により納入期限までに物品を納入することができない場合は、その事由が発生した後速やかにその理由、納入の予定日等を記載した書面により、発注者に納入期限の延長を申し出なければならない。

2 発注者は、前項の申出を受けたときは、その内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限を延長することができる。

(違約金)

第 11 条 受注者は、物品の納入が納入期限後になったときは、納入期限の翌日から物品を納入した日までの日数に応じ、売買代金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額を違約金として発注者に納付しなければならない。

2 受注者は、第 5 条の規定による物品の取替え又は手直しをした場合において、当該取替え又は手直しをした物品の納入が納入期限後になったときは、当該取替え又は手直しを要した物品の納入の日の翌日から当該取替え又は手直し後の物品の納入の日までの日数に応じ、当該取替え又は手直しを要した物品の金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額を違約金として発注者に納付しなければならない。

3 前項の規定による違約金の額の算定については、物品（第 5 条の規定による取替え又は手直しをした物品を含む。）の納入日の翌日から第 4 条第 1 項の検査の完了までの日数は、算入しないものとする。

(契約の変更)

第 12 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(発注者の契約解除権)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号にいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 納入期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約の締結又は履行に当たり不正の行為をしたとき。
- (3) 正当な理由がなく発注者の行う第 2 条の中間検査若しくは第 4 条第 1 項の検査に協力しないとき、又は当該検査を妨げたとき。
- (4) 発注者に対しこの契約の解除を申し入れたとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日（当該解除が受注者からの申入れに基づくときは、発注者が当該申込書の提出を受けた日）までの日数に応じ、売買代金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第 14 条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項)

第 15 条 受注者が、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

2 前項に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの被害が発生した場合には、受注者は、発注者と協議を行うこと。

（疑義等の決定）

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、それぞれの1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

住所 栃木県下野市笹原26番地  
発注者 下野市  
氏名 下野市長 広瀬 寿雄 ⑩

住所  
受注者  
氏名 ⑩